

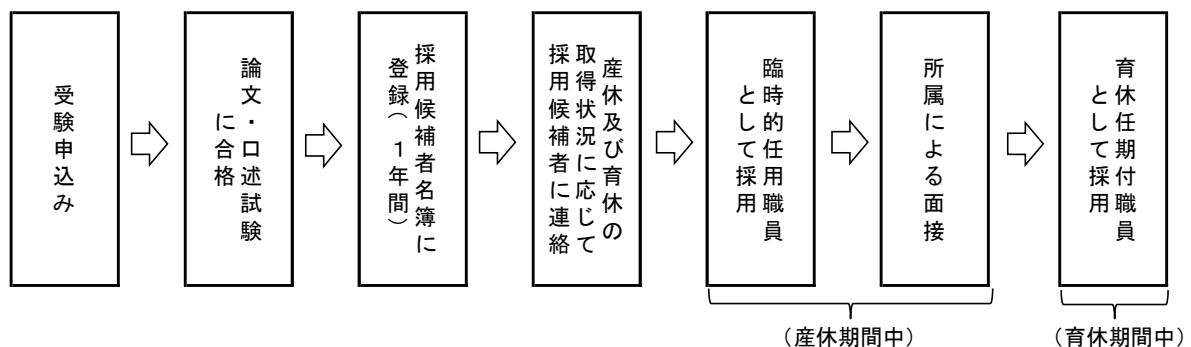
兵庫県教育委員会事務局産休・育休代替職員（学芸員） 登録試験案内

受付期間 令和7年5月16日（金）～令和7年6月11日（水）〔必着〕
試験日 令和7年6月18日（水）
勤務場所 県立歴史博物館（姫路市本町68）

1 産休・育休任期付職員について

- (1) 産休・育休代替職員とは、県立歴史博物館において、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- (3) 職員の産休期間中（約4ヶ月間）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）。
- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
- (6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
- (7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から1年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (8) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】



2 募集職種・登録予定人員・職務内容

職 種	登録予定人員	職 務 内 容
学芸員	1 名	展示に関する補助業務、 収蔵資料等の整理・保存業務および調査・研究等の業務

※登録予定人員は、変更することがあります。

※任用について、令和7年7月下旬～を予定しています。

3 受験資格

(1) 次の職種を受験する者は、次の受験資格を有する者に限ります。

職 種	受験資格
学芸員	学芸員の資格を有する者 * 日本美術分野の知識を有することが望ましい

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を理由とするもの以外)

4 申込方法

(1) 申込方法

ア 申込締切日までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「産休・育休代替職員登録試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで郵送または持参してください。※原則、郵送でのご提出をお願いします。

イ 学歴・職歴シート及び自己PRカードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。(受験申込書、学歴・職歴シート、自己PRカードはA4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。)

ウ 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内を電子メール送付しますので、受験申込書にPDF文書が受信可能なE-mailアドレスを必ず記載してください。

※ 6月17日(火)時点でE-mailが届いていない場合は、(2)の申込・問い合わせ先まで電話で照会してください。

(2) 申込・問い合わせ先

申 込 先	〒658-0081 神戸市東灘区田中町5丁目3-23 3階 兵庫県教育委員会事務局総務課総務人事班 TEL：078-362-3738
-------	--

5 選考試験方法

(1) 口述試験

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。

(一人 25 分程度)

(2) 試験日

令和7年6月18日(水) ※試験時間は、申込み後、別途お知らせします。

(3) 試験会場

県立歴史博物館

〒670-0012 姫路市本町6-8 TEL: 079-288-9011

申込者多数の場合、上記以外の試験会場になることがあります。その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。

6 合格発表

試験日の翌日以降に兵庫県ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

※合格者には文書で通知しますが、不合格者への通知は行いませんのでご留意下さい。

7 任用期間

(1) 臨時的任用職員

約4ヶ月間

(2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します(最長約2年10ヶ月)。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与(給料+地域手当)

給料は、行政職1級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
高校卒	206,559 円 (給料月額 194,500 円、地域手当 12,059 円[6.2%]※1) ~ ※2
大学卒	239,587 円 (給料月額 225,600 円、地域手当 13,987 円[6.2%]※1) ~ ※2
上 限	274,102 円 (給料月額 258,100 円、地域手当 16,002 円[6.2%]※1)

※1 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※2 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、報酬額の個別照会には応じられませんのでご留意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 勤務時間

1日7時間45分、勤務日はシフト制により指定、土曜日・日曜日・祝日の勤務有り

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大20日間となります(引き続き更新された場合、繰り越されます)。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度(有給・無給)の適用があります。

(5) そ の 他

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

9 その他

受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。